

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 4 号	
件 名	高過ぎる国保料の引下げについて	
要 旨	<p>新潟市の国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、所得 200 万円以下の世帯が 8 割を超える状況が続いています。国保加入世帯 1 世帯当たりの所得額も減っている中、低所得者ほど負担が大きい消費税の増税が強行されました。新潟市の国保料は、2018 年度に僅かながら引下げが行われましたが、高過ぎる国保料であることに何ら変わりありません。市民の暮らしが、一層厳しさを増す中で、高過ぎる国保料は家計を大きく圧迫し、非常に重い負担となっています。国保料の負担は限界であり、市民の命と暮らしを守るためにも、国保料は一刻も早く引下げられるべきであり、国保料の引下げを行ってください。</p> <p>また、高過ぎる保険料の原因の一つにもなっているのが、子供に係る均等割保険料です。新潟市の均等割保険料は、1 人 2 万 4,900 円なので、子供 3 人では 7 万 4,700 円です。少子化対策にも完全に逆行する子供の均等割保険料は、免除または軽減してください。</p> <p>新潟市の国保料が払えないほど高くなっている根本の原因は、国民健康保険が加入対象者の年齢・収入構成など、本来国が十分な支援を行わなければ成り立ち得ない制度であるにもかかわらず、これを果たしていないことです。国は、国保制度を都道府県単位にするに当たり、財政支援の拡充を行いました。国保制度の改善には程遠い不十分なものです。全国知事会が 1 兆円の財政支援を求めましたが、国保料の引下げにつながる抜本的な財政支援を行うよう、国に強く要請することを求め、以下について陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>	
付 託 年月日 委員会	令和 2 年 3 月 6 日	第 1 項 }) } 市民厚生常任委員会 第 3 項 }
受 理	令和 2 年 2 月 14 日	第 651 号

陳情第64号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 高過ぎる国保料を引下げること。2 子供に係る均等割保険料の減免を行うこと。3 高過ぎる国保料の原因となっている国庫負担金の低さを抜本的に改善し、国庫負担金を増額するよう国に強く要請すること。
--	--